

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年6月14日（平成28年（行情）諮問第421号）

答申日：平成29年11月1日（平成29年度（行情）答申第280号）

事件名：特定会社の設立企画に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定会社設立企画に係る全ての文書（経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課（以下「メディアコンテンツ課」という。）課長のロサンゼルス出張報告など調査、研究に関する全て及び当該事項に関する株式会社産業革新機構（以下「産革機構」という。）が作成した全ての文書を含む。）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、以下に掲げる文書1ないし文書5（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書の一部を不開示としたことは妥当であるが、文書2及び文書3に関する決裁文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

文書1 平成23年6月27日付け支援決定に当たっての意見照会について

文書2 平成23年6月27日付け産革機構の支援決定について

文書3 平成23年6月29日付け産革機構の支援決定について

文書4 日本コンテンツの海外展開推進会社設立について

文書5 メディアコンテンツ課長（当時）のロサンゼルス出張に係る出張命令伺書、外国旅行日記及び出張報告書

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月18日付け20160119公開経第1号により経済産業大臣（以下「経済産業大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

特定会社においては、設立前より経済産業省が設立に深く関与し、また設立後にも職員を出向させていることから、経済産業省が企画、調査などこれに係る一切の公文書を作成していないとする原処分は、経済産

業省が国会などで説明を続けてきた特定会社の将来見通しが破綻している現状の責任逃れのために、不都合な公文書の存在を隠蔽していると考えざるをえない。これを裏付ける証拠としては、特定会社の代表取締役ＣＯＯが特定年月日発行の特定雑誌のインタビューで「日本には世界に通用するコンテンツがある一方、海外での収益化は実現できていないという現状があります。特定会社は、その現状に取り組むため、数年に及ぶ経産省の企画を経て、産革機構による１００％出資にて平成２４年２月に誕生いたしました」と明確に経済産業省の関与を語っている。また、原処分を行ったメディアコンテンツ課長（当時）は、特定会社の代表取締役ＣＯＯとともに出席した同年５月１５日の内閣府コンテンツ強化専門調査会（第１０回）で「多分、今まで日本にはなかったビジネスの形を新しくやるということなので、普段ビジネスをされている方から見ると本当にそんなことできるのかなということを多分思われる方も結構いらっしゃると思うのですけれども、ロサンゼルスに行っているいろいろな人に聞いた感じでは、知的財産をちゃんと持つということと、特定人物の人脈があるということ、リスクと著作権を持ってビジネスをするという形になるので、今までメジャーがやっていた機能を日本のコンテンツについてある意味で肩代わりするというか、ジュニアメジャーみたいな企画についてのジュニアメジャーみたいな形のビジネスになりますので、十分可能性はあるのではないかというのが向こうの専門家の人とか、エンタメの弁護士に聞いた印象でした」と事業計画、経営方針に係る重要な部分の意見聴取を行っている。このような事実を照らし合わせても、今回の開示決定はその全部を開示していないと考えられる。

なお、メディアコンテンツ課は、これまでも自らが関与した補助事業に関する行政文書開示決定において、経済産業省のロゴが入った公文書の存在を内部の裁量によって恣意的に隠蔽するなど、対象となる公文書の全てを開示しない不当な処分を行っている。

（２）意見書

ア 本件対象文書は、経済産業省が関与している企画、調査に関連のない文書である。

文書１ないし文書３は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）に基づく手続き上の書類である。産革機構が経済産業大臣に対して行った意見照会（文書１）は平成２３年６月２７日付けであり、これに対する経済産業大臣の回答（文書２）は同日付けとなっている。また、平成２３年６月２９日付けの文書３の内容は、文書２と全く同一である。経済産業省は、この文書を根拠に、官民ファンドと謳いながら実質は政府そのものである産革機構からの公益資金６０億円の出資手続きに関する

法的正当性を示しているようだが、このような映画会社設立に関し、経済産業省における事前の立案、調査の公文書なしに経済産業大臣が「社会的意義を高く評価する」という意見を即日発出するのは、不自然かつ不合理であると考えるのが妥当である。よって、これに関する一切の書類が存在していないとする本件開示決定は極めて懐疑的かつ不当なものである。

また、文書5は本件請求文書とは関連性がない内容である。これを以前開示請求した前任の課長の出張報告書と対比すると、出張に関する内容が著しく欠けており、異議申立書で主張した当時の課長の発言と照らし合わせても、本件対象文書が全てであるとの諮問庁の主張はきわめて不合理かつ懐疑的なものであるのは明らかである。

イ 文書4の不開示部分は法5条2号イ及びロには該当しない。

文書4について、特定会社は100%産革機構出資の法人であり、経済産業省と綿密に連携し、特定会社のノウハウを広く還元することに社会的意義があることから、公的資金60億円の運用が認められている法人である。また、産活法109条に基づき、経済産業省が機構の業績評価を毎年度行うこととなっている。このことから、広くノウハウ、情報を還元することが前提の事業において、諮問庁が「通例として公にしないことが認められている」及び「当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれが認められる」とする理由で不開示とした原処分は、この公的資金運用の根拠に著しく矛盾するだけでなく、法5条2号イ及びロに該当する正当な理由は存在しない。文書1及び文書5の不開示部分については、異議の対象ではない。

ウ 異議申立書に記載したメディアコンテンツ課長及び特定会社C〇〇の発言の通り、経済産業省が特定会社立案に携わったことは明白な事実である。「2012年知的財産推進計画」には、特定会社設立には、「各府省の政務クラスによる企画委員会」「関係府省によるクールジャパン推進に関する関係府連絡会議」等の関与が記されており、特定会社設立はその主な成果として挙げられている。これは、メディアコンテンツ課長及び特定会社C〇〇の発言との整合性が認められる。一方、諮問庁の「それぞれの立場で意見を述べたに過ぎず、他の行政文書は確認されない。」との説明に合理的な理由はなく、不当に作為的な特定及び抽出を行ったと疑わざるを得ない。

エ 特定会社の決算公告によれば、実際に撮影に至った映画企画が1本もない中、2015年末までの累積損失は多額に上がっている。これに対し、当初、経済産業省の特定職員Aは「企画開発ですので、映画をよく知っている方に申し上げるのもあれですけど、実際に興行収入

につながるのは、もうちょっと2年とかそれぐらい後の話だと思えますので、それまでにこの会社が潰れないように皆さんで是非、いいことがあったときは一緒に宣伝をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。」と発言し、また平成25年5月24日の第183回国会経済産業委員会第14号で経済産業大臣官房審議官（当時）の特定職員Bは「実際に事業を開始したのは2011年の12月でございまして、それから1年、現状でございまして、昨年12月に、第1号案件といたしまして、他の特定会社が保有しておりますオリジナルアニメーションであります特定アニメーションをハリウッドの会社と共同して実写版の映画にすることでお話がまとまりまして、現時点で、企画開発、また撮影の準備中というところに来ているところでございまして。」と発言している。この「撮影準備中」や「2年で興行収入を得る可能性のある映画」など発言当時には存在しておらず、これら経済産業省幹部の経営説明は全くの虚偽であるが、特定会社設立に関与した経済産業省の幹部が政府委員会や国会において虚偽の発言を行っている経緯からも、本件の情報開示はこれを正しく検証する国民への責任であり、不当な情報公開に関する法律解釈をもっての不開示、存在すべき書類の存在を否定する本件処分は、情報の隠蔽を疑わざるを得ないものである。したがって、本処分は情報公開制度そのものの信頼を著しく失墜させる悪質な処分である。よって、今回の不開示決定は当然取り消されるべき不当な処分であるのは明白である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件請求文書の開示請求に対し、処分庁は、該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成28年2月18日付けで一部開示とする原処分を行った。

2 原処分及びその理由

処分庁は、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ及びロに掲げる不開示情報に該当する部分を除いて開示する原処分を行った。

3 異議申立人の主張について

- (1) 特定会社は産革機構の出資を受けて設立された会社であり、同機構が特定事業活動支援（出資）を行おうとするときは、産活法30条の25第2項において経済産業大臣にその旨を通知（文書1）し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならないとされており、当該規定に基づき平成23年6月27日付けで経済産業大臣から同機構に対して意見書（文書2）を発出している。また、産活法30条の25第4項において、事業所管大臣は当該事業者の属する事業分野の実態を考

慮して必要があると認めるときは、同機構に対して意見を述べることができる」とされており、当該規定に基づき平成23年6月29日付けで、映画産業その他の映像産業等を所管する事業所管大臣として経済産業大臣から意見書（文書3）を発出している。また、文書4は、文書1を発出するに当たり、支援決定の内容（企業秘密含む）等について、経済産業省に対して説明を行った際の資料である。

また、本件開示請求において、メディアコンテンツ課長（当時）のロサンゼルス出張報告に係る文書について請求されていることから、該当する行政文書として、出張命令伺書、外国旅行日記及び出張報告書（文書5）を特定した。

以上のことから、「経済産業省が企画、調査などこれに係る一切の公文書を作成していない」という異議申立人の主張は認められない。

(2) 本件対象文書の本件不開示部分が法5条1号、2号イ及びロに該当することについて

文書1中の法人の印影については、法人に関する情報であるが、認証的機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当するため不開示とした原処分における判断は妥当である。

文書4については、産活法30条の25第2項の規定に基づき、経済産業大臣に意見照会を行った際に第三者に対して公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、当該法人における通例として公にしないこととされているものと認められるものであり、また、公にすることにより、当該法人の経営方針や営業上の秘密が一般に把握され、当該法人の信用や評価に不当な影響を及ぼすほか、競合他社等に容易に模倣されうる等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法第5条第2号イ及びロに該当するため、文書のタイトル、日付、文書のクレジット等の記載以外について不開示とした原処分における判断は妥当である。

文書5中の中出張職員の職務の級、最寄り駅及び定期区間が特定できる記載については、職員個人に関する情報であって、法5条1号の不開示情報に該当すると認められるため、不開示とした原処分の判断は妥当である。

(3) 行政文書を隠蔽しているとする異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書において、「今回の開示決定はその全部を開示していない」とし、更に「不都合な公文書の存在を隠蔽していると考えざるをえない」旨主張している。異議申立人は、「特定会社代表取締役COOが特定年月日発行の特定雑誌のインタビュー記事」及び「2

012年5月15日の内閣府コンテンツ強化専門調査会第10回に出席したメディアコンテンツ課長（当時）の発言」を当該主張の根拠としているが、特定会社代表取締役COOのインタビュー及びメディアコンテンツ課長（当時）の発言は、それぞれの立場で意見を述べたに過ぎず、他の行政文書は確認されない。

また、原処分を行うに当たり、本件開示請求に該当する行政文書の特定作業を行ったところ、原処分をもって開示した本件対象文書のみが特定されたところである。

以上のことから、「今回の開示決定はその全部を開示していない」とし、更に「不都合な公文書の存在を隠蔽していると考えざるをえない」とする異議申立人の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年7月8日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 平成29年10月10日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件請求文書は、特定会社設立企画に係る全ての文書である。処分庁は本件対象文書として、文書1ないし文書5を特定した。

異議申立人は、本件対象文書の再特定に加え、意見書において文書4の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

ア 産活法は、事業者が実施する事業再構築及び経営資源再活用等を円滑化するための措置を講ずるとともに、政府が2分の1以上の株式を保有する株式会社として産革機構を設立し（産活法30条の3及び3

0条の4)、我が国の産業活力の再生を図り、産業活動の革新に寄与することを目的としており、産革機構は、高い生産性が見込まれる事業又は新たな事業の開拓を目指した事業活動等であって自らの経営資源以外の経営資源を活用しようとするもの（以下「特定事業活動」という。）に対し、資金供給等を行うことが定められている（産活法30条の2）。

- 産革機構は、産活法30条の25第1項に基づき、特定事業活動の支援の対象となる特定会社及びその支援内容を決定すべく、同条2項に基づき、平成23年6月27日付けで、経済産業大臣にその旨を通知し、同月30日までとの期間を定めて意見照会を行った（文書1）。文書4は、文書1に添付された支援内容等の説明資料である。経済産業大臣は、同月27日付けで文書1について、産革機構宛てに回答するとともに（文書2）、同条3項に基づき、事業所管大臣である経済産業大臣宛てに通知した。事業所管大臣である経済産業大臣は、同条4項に基づき、特定会社の事業分野の実態を考慮して、同月29日に、産革機構に意見を述べる文書（文書3）を発出した。
- イ 経済産業省は、平成23年6月27日付け通知（文書1）を受領する前に、産革機構から特定会社に対する支援方針及び文書1の発出予定について口頭にて説明を受けており、文書2による回答の準備をしていた。そのため、文書1を受領すると直ちに決裁し、同日付けで文書2の回答及び事業所管大臣である経済産業大臣宛ての通知文書を発出した。
- ウ 文書1ないし文書4とは別に、文書2及び文書3に関する決裁文書が存在しており、同文書は、文書1ないし文書4と同様、行政文書ファイル「平成23年度産業革新機構決裁文書」につづられており、文書2に関する決裁文書には、文書1及び文書4が添付されている。
- エ 文書5については、メディアコンテンツ課長のロサンゼルス出張の際に、特定会社設立企画に関連した議論も行われたため、これを特定したものである。同出張に関し、文書5より詳細な出張報告は作成していない。
- オ 本件異議申立てを受け、改めて、産活法所管課及びメディアコンテンツ課が平成23年度に作成した行政文書ファイルにつづられている文書の内容の確認及び担当部局内の書架、書庫等の探索を行ったが、特定会社設立企画に関する文書は、本件対象文書以外に認められなかった。
- (2) 諮問庁から、上記(1)ウの文書2及び文書3に関する決裁文書の提示を受けて確認したところ、文書1ないし文書4は、諮問庁の上記(1)アの説明のとおり、産活法に基づく特定会社の支援決定に関し作

成又は取得された文書であると認められ、本件請求文書に該当すると認められる。

また、当審査会事務局職員をして内閣総理大臣官邸のウェブサイト上に掲載されている「内閣府コンテンツ強化専門調査会第10回会合」（2012年5月15日）の議事録を確認したところ、同会合において特定会社代表取締役COOが特定会社事業を紹介したのに対し、メディアコンテンツ課長がロサンゼルス出張の際の米国の業界関係者の反応についてコメントしていることが確認でき、メディアコンテンツ課長のロサンゼルス出張の際に、特定会社設立に関連した議論が行われたと認められ、文書5は本件請求文書に該当すると認められる。また、文書5より詳細な出張報告は作成していないという諮問庁の上記（1）エの説明は、不自然、不合理とまではいえない。

さらに、当審査会事務局職員をしてインターネット上に掲載されている産革機構及び特定会社のプレスリリース並びに「2012年知的財産推進計画」を確認させたところ、特定会社は産革機構の出資により設立されたことが認められる。諮問庁から、産活法所管課及びメディアコンテンツ課の平成23年度行政文書ファイル管理簿の提示を受けて確認したところ、①本件請求文書に該当する文書は、文書5を除き、すべて行政文書ファイル「平成23年度産業革新機構決裁文書」に保存されているという上記（1）ウ及びオの説明並びに②平成23年6月27日以前は、産革機構から口頭でのみ当該出資について説明を受けており、本件請求文書に該当する文書を取得しなかったという諮問庁の上記（1）イの説明は、不自然、不合理とまではいえない。

しかしながら、本件開示請求の対象は、特定会社設立企画に係る全ての文書とされていることから、文書2及び文書3に関する決裁文書も本件対象文書に該当すると認められるので、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 文書4の不開示情報該当性について

文書4は、産革機構が、特定会社への支援決定について、経済産業省に説明を行った際の説明資料である。

当該文書の不開示部分には、我が国のコンテンツ産業をめぐる状況に対する情勢認識等産革機構が特定会社への支援を決定するに至った背景、当該特定会社のビジネスモデル及び組織体制を含む当該支援の具体的内容等が記載されている。これを公にすると、産革機構の国内コンテンツ産業に対する具体的な投資戦略や支援判断に係るノウハウ等が明らかとなり、また、当該特定会社の機密事項等も明らかになることから、産革機構の事業運営や産革機構による支援を受けた事業の円滑な実施に支障を来す等当該各法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認

められる。

したがって、当該不開示部分は、法5条2号イに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条2号イ及びロに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号イに該当すると認められるので、同号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、経済産業省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として文書2及び文書3に関する決裁文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久